

令和7年度

高齢者福祉サービス

(介護保険地域支援事業のサービスを含む)

ガイドブック

越生町

健康福祉課

目 次

①給食サービス	1
②緊急通報装置の貸出	2
③紙おむつの支給	3
④ねたきり高齢者等介護慰労金の支給	3
⑤越生町訪問介護等利用者助成事業	5
⑥越生町地域包括支援センター	5
⑦介護予防・生活支援サービス事業	6
⑧一般介護予防事業	8
⑨認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業	9
⑩越生町徘徊高齢者等見守りシール交付事業	10
⑪オレンジカフェ・もの忘れ相談会	10
⑫認知症初期集中支援チーム	11
⑬認知症サポーター養成講座	11
⑭認知症サポーターステップアップ講座	11
⑮介護者家族のつどい	12
⑯在宅介護支援センター	12
⑰養護老人ホーム	13
⑱敬老・慰問事業	13
⑲たかとりクラブ連合会	14
⑳毛呂山越生在宅医療支援センター	14
【その他】	
☆越生町地域交通タクシー・バス利用料金助成事業	16
☆（障がい者）福祉タクシー利用料金助成事業	17
☆選挙制度 郵便等による不在者投票	18
☆選挙制度 指定病院・老人ホーム等における不在者投票	19



越生町のマスコット
「うめりん」

① 給食サービス

町では、心身機能の低下等により調理ができないひとり暮らしの方や、高齢者のみの世帯の方に、給食を配食します。

◎対象者・・・越生町内に住所を有する65歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方で、身体的または精神的理由により調理が困難となっている方

◎窓口・・・健康福祉課 高齢者介護担当

☎049-292-3121（内線115・116）

越生町社会福祉協議会でも給食サービスを実施しています。

◎対象者・・・社会福祉協議会会員の世帯で、60歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方で、身体的または精神的理由により調理が困難となっている方

◎窓口・・・越生町社会福祉協議会 ☎049-292-2977

負担金は、町及び越生町社会福祉協議会どちらも同じです。

窓口（申込先）は、曜日によってそれぞれ異なります。

◎負担金・・・①普通食 1食につき 500円

②透析食/腎臓食 1食につき 800円

③カロリー調整食 1食につき 700円

※3種類の内ひとつをお選びいただけます。

◎町および社会福祉協議会の配食日一覧

週	月	火	水	木	金
第1・3週	町 (昼食)	社協 (夕食)	社協 (夕食)	町 (昼食)	社協 (夕食)
第2・4・5週				社協 (昼食) ※手作り	

※社協の木曜日の昼食は、手作りボランティアが作ったお弁当を配食しています。

◎配食時間

昼食：10時～11時、夕食：15時～16時

※配食時間は目安ですので、多少前後いたします。

② 緊急通報装置の貸出

ひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯、または身体に重度の障がいがあるひとり暮らしの方や障がい者世帯を対象に緊急通報装置を貸し出します。これは、家庭内で緊急事態が起こった際、ワンタッチで委託業者へ連絡が可能で、状況によっては委託業者が消防署へ通報します。

(ご利用には固定電話または携帯電話が必要です。)

◎対象者・・・越生町内に住所を有する方で、次の①～④のいずれかに該当する方

- ① おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方
- ② 重度身体障がい者等のひとり暮らしの方、または障がい者のみの世帯の方
- ③ 世帯員の仕事等により、長時間にわたり①と同様の状態となる方
- ④ 世帯員の仕事等により、長時間にわたり②と同様の状態となる身体障がい者の方

◎費用

対象者	月額費用
病気等により、日常生活を営むうえで常時注意を要する方	無料
生活保護受給者	無料
上記以外の方	962円

※加入電話の基本料金および使用料については全て利用者負担

◎窓口・・・健康福祉課 高齢者介護担当

☎049-292-3121 (内線115・116)



③ 紙おむつの支給

在宅でねたきりの状態にあり、失禁の状態にある方に、紙おむつを支給します。

◎対象者・・・越生町内に住所を有する65歳以上の方で、要介護認定（要介護3～5）を持ち、在宅でねたきりの状態にあり、かつ失禁の状態にある方

◎支給枚数・・・支給するおむつの種類により異なります。

◎費用・・・無料

◎配送業者・・・町が委託している業者

◎窓口・・・健康福祉課 高齢者介護担当
☎049-292-3121（内線115・116）

※令和7年7月から、制度の内容を変更する予定です。
詳細は、ホームページや広報誌でお知らせいたします。

④ ねたきり高齢者等介護慰労金の支給

在宅ねたきり高齢者又は重度の認知症高齢者を常時介護している方に対し、在宅ねたきり高齢者等介護慰労金を支給します。

◎対象者・・・越生町内に住所を有する方で、次に該当する方
65歳以上の方で、傷病等により常時臥床の状態若しくはこれに準ずる状態又は重度の認知症にあり、その状態が6か月以上継続している者を直接介護している者。ただし、介護されている者が施設または病院に入院している場合は除きます。

◎慰労金の額・・・月額10,000円
(介護状態が一月に満たない場合は、その月の過半を介護された場合に限ります。)

◎支給時期・・・年3回（毎年4月・8月・12月に前月までの4か月分を支給）

◎窓口・・・健康福祉課 高齢者介護担当
☎049-292-3121（内線115・116）

令和7年分所得の申告で所得控除を受ける場合について

◇医療費控除（おむつ代にかかるもの）

おむつ代の医療費控除を申告する際、下記の①②のすべてに該当する方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代え、町が発行する「確認書」により申告をすることができます。

- ① 要介護認定を申請し、すでに結果が通知されている方
- ② 要介護認定の際の「主治医意見書」により、ねたきりの状態で尿失禁の可能性があることが確認できる方

◎発行手数料・・・無料

◇特別障害者控除・障害者控除

身体障害者手帳等の手帳をお持ちでなくても、65歳以上で要介護認定を受けている方などのうち、下記の①・②のどちらかに該当する方は、特別障害者控除、下記の②に該当する方は、障害者控除の対象となることがあります。これにより特別障害者控除、または障害者控除の申告をする場合は、町が発行する「認定書」が必要となります。

- ① 町の在宅ねたきり高齢者等介護慰労金受給資格者の介護を受けている方
（特別障害者控除）
- ② 要介護認定の際の「主治医意見書」により、ねたきりや認知症の状態が一定の基準を満たしていることが確認できる方
（特別障害者控除、障害者控除）

◎発行手数料・・・無料

◎窓 口・・・内容により申請窓口が異なります。

【確認書及び認定書の発行等に関すること】

健康福祉課 高齢者介護担当

☎049-292-3121（内線115・116）

【所得の申告及び控除等に関すること】

税務課 課税担当

☎049-292-3121（内線134・135）

⑤ 越生町訪問介護等利用者助成事業

在宅で暮らしながら訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）を利用される方に利用者負担額の100分の40に相当する額を補助します。

◎対象者・・・越生町の被保険者で、在宅で生活されており、市町村民税が非課税世帯の方

※他の制度で既に補助金を受けている方は申請できません。

◎窓口・・・健康福祉課 高齢者介護担当

☎049-292-3121（内線115・116）

⑥ 越生町地域包括支援センター

保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、地域で暮らす高齢者のみなさんを介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的な支援を行います。

◎事業内容・・・①高齢者やその家族などの相談を受け適切なサービスにつなげるための総合的な相談受付や支援

②高齢者の人権や財産を守るために必要な援助や虐待の防止・早期発見

③要介護認定の要支援1・2の方及び基本チェックリストによる事業対象者※¹の介護予防ケアプランの作成

④高齢者の方々にとってより暮らしやすい地域にするための、さまざまな機関とのネットワークづくり

⑤介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の実施

◎窓口・・・越生町地域包括支援センター（保健センター内）

☎049-292-5505

※1「基本チェックリスト」とは、心や身体の機能が低下していないかそのサインを見逃さないようにするため、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について、「はい」「いいえ」で記入していただく質問表です。

基本チェックリストにより、事業対象者（基本チェックリストの結果介護予防の必要性があると判断された方のことを言います）の判定を行います。

⑦ 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者及び基本チェックリストによる事業対象者^{※1}の多様な生活支援のニーズに対応するため、訪問型サービスや通所型サービスを実施します。なお、各サービスの利用については、地域包括支援センターやケアマネジャーが、本人の意向や心身の状態等を確認したうえで決定します。

◎対象者・・・要介護認定の要支援1・2の方及び基本チェックリスト該当者の方

◇訪問型サービス（現行相当・旧 介護予防訪問介護）

◎内容・・・調理や清掃など日常生活上の支援を行います。

◎費用・・・週1回程度の利用 月額 1,176円
週2回程度の利用 月額 2,349円
週3回程度の利用 月額 3,727円

◇通所型サービス（現行相当・旧 介護予防通所介護）

◎内容・・・デイサービスなどで体操や筋力トレーニングを行います。

◎費用・・・週1回程度の利用 月額 1,798円
週2回程度の利用 月額 3,621円

※上記の費用は、自己負担額が1割の方のめやすの金額です。

◇通所型サービス C（短期集中予防サービス）

◎内 容・・・運動器の機能向上を図ることを目的に健康運動指導士と理学療法士等の専門職による3か月間の集中プログラムを行います。以前できていた生活を取り戻すため、参加者に合った運動プログラムを提案し、支援していきます。

◎費 用・・・無料

◎窓 口・・・越生町地域包括支援センター（保健センター内）

☎049-292-5505

◇訪問型サービス B（地域支え合いサービス）補助金事業

◎内 容・・・要支援者及び基本チェックリスト該当者の方で、越生町社会福祉協議会が実施する越生町地域支え合いサービス（訪問型サービス B）事業をご利用の方に対して、利用料のうち1時間400円を補助します。

◎対象者・・・要支援者及び基本チェックリスト該当者の方で、越生町地域支え合いサービス（訪問型サービス B）事業をご利用しており、ご自宅において、掃除、洗濯、調理などの生活援助に位置づけられるサービスをご利用した方

◎窓 口・・・健康福祉課 高齢者介護担当

☎049-292-3121（内線115・116）



⑧ 一般介護予防事業

一般介護予防事業では、65歳以上のすべての方を対象に、地域のみなさんが主体となって活躍する介護予防活動や生活支援の取り組みを支援します。

◎内 容

①リフレッシュ体操教室（運動サポーターによる体操教室）

運動サポーター養成講座修了者とエンカサイズ（演歌に合わせて行う体操）を楽しく行う教室です。月に1回程度、専門職（管理栄養士や理学療法士等）による講話があります。

※祝日休み

会場	対象地区	曜日・時間
やまぶき公民館	越生東1・越生東2・如意・しらさぎ・如意東・大谷・西和田	第1～4木曜日 午後1時30分～ 2時30分
中央公民館	河原町・新宿・上町・仲町・本町・上台・鹿下・成瀬・古池	第2・4水曜日 午後2時～3時
地域交流センター	上野1・上野2・唐沢・上野東	第1・2木曜日 午後1時30分～ 2時30分 8月はお休みです
梅園コミュニティ館	津久根・小杉・麦原・上谷・堂山・龍ヶ谷・大満・黒山	第1・3水曜日 午前10時～11時
黒岩公会堂	黒岩	第1水曜日 午前9時30分～ 10時30分

※注意点

- ・自宅で血圧測定、検温を実施してください。
- ・体調が悪い場合は、参加しないでください。
- ・申し込みはありません。直接、会場にお越しください。

②介護予防講演会

年齢を重ねても心身ともに健康な生活を送れるように、講話と実技を学びます。

③介護予防教室

住み慣れた地域でいつまでも元気で過ごせるように講話を行います。

④運動サポーター養成講座

介護予防のための運動を習得して、運動の楽しさや心地よさを広めていく方を養成する講座です。

⑤うめりんお達者倶楽部

65歳以上の方が楽しみながら外出できるように設けられた制度です。目標のお店を決めて、20個スタンプを集めると、ちょっとしたプレゼントがもらえます。定期的な外出という気軽な健康づくりにご活用ください。

- ◎窓 口・・・越生町地域包括支援センター（保健センター内）
☎049-292-5505

⑨ 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

徘徊のおそれのある認知症高齢者などが行方不明になった場合、地域で早期発見できるよう関係機関等の支援体制を構築することにより、高齢者等の安全と家族等への支援を行います。

- ◎対象者・・・町内に住所を有する65歳以上の認知症高齢者等で徘徊行動により、行方不明となるおそれのある方。

◎早期発見のための流れ

- ①家族や本人などの申請により、健康福祉課に事前登録をします。
- ②事前登録の内容は、健康福祉課、地域包括支援センターと西入間警察署で共有します。
- ③家族等は、登録者の徘徊が発生した場合、西入間警察署に捜索願を出すとともに健康福祉課又は地域包括支援センターに連絡をします。
- ④地域包括支援センターは、民生委員・児童委員などの関係機関や、居宅サービス事業所などの協力機関、要援護者等見守り支援ネットワーク協定締結事業者や、要援護者ふれあいネットワーク協定締結店舗などに情報を発信し、発見のための支援を要請します。
- ⑤関係機関及び協力機関は、周囲の捜索に協力します。
- ⑥関係機関及び協力機関が発見した場合は、登録者の安全の確保に努めます。

- ◎窓 口・・・健康福祉課 高齢者介護担当
☎049-292-3121（内線115・116）



⑩ 越生町徘徊高齢者等見守りシール交付事業

在宅で生活する徘徊高齢者等の安全確保の仕組みを整え、介護者等の精神的負担の軽減、在宅福祉の向上のために、見守りシールを交付します。

- ◎事業内容・・・徘徊高齢者に対して見守りシール（本人情報が登録されたQRコード）を交付します。見守りシールを所持した高齢者等が徘徊した時は、発見者が見守りシールをスマートフォンなどで読みとると伝言板サイトが表示されます。発見者と保護者は伝言板サイトを通じて24時間365日、直接やりとりができるため、保護者は素早く迎えに行くことができます。徘徊高齢者の早期発見から保護、家族への引渡まで、安心、安全、迅速に早期解決へと導きます。
- ◎対象者・・・町内に住所を有する方で次のいずれかに該当する方。
 - ①認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録している方
 - ②在宅で徘徊行為のおそれがある65歳以上の高齢者
- ◎費用・・・無料（追加交付は自費負担）
- ◎窓口・・・健康福祉課 高齢者介護担当
☎049-292-3121（内線115・116）

⑪ オレンジカフェ・もの忘れ相談会

オレンジカフェは、認知症の方や家族、地域にお住まいの方も誰もが気軽に集まり、安心して交流を楽しむ場です。

◇オレンジカフェ

会場①：里の駅おごせ（越生町観光センター）

日時：毎月第2金曜日 午後1時30分～ 1時間程度

会場②：デイサービス松風（津久根209-2）

日時：毎月第3日曜日 午後1時30分～ 1時間程度

会場③：ウエルシア越生店（越生東2-6-2）

日時：毎月第4火曜日 午後1時30分～ 1時間程度

◇もの忘れ相談会（要予約）

もの忘れが気になる方や、認知症の家族を介護していて不安になる方は下記窓口へご相談ください。

- ◎窓口・・・越生町地域包括支援センター（保健センター内）
☎049-292-5505

⑫ 認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる方等の自宅に訪問し、本人の様子を確認や家族への助言などの支援を、初期に色々な面から集中的に行い、自宅での自立した生活のサポートをするチーム（認知症サポート医である医師・保健師・社会福祉士等からなるチーム）です。

認知症は、早期発見・早期診断・早期対応が大切です。早く気づいて対応することで、その後の病気の経過を遅らせることができたり、介護の負担軽減につながったりすることができます。

◎対象者・・・自宅で生活している40歳以上の認知症が疑われる方や認知症の方で、次の①～④のいずれかに該当する方です。

- ①認知症の診断を受けていない方
- ②継続的な医療を受けていない方
- ③介護保険サービスに結び付いていない、又は中断している方
- ④認知症の症状が強いため、対応に困っている方

◎窓 口・・・越生町地域包括支援センター（保健センター内）

☎049-292-5505

⑬ 認知症サポーター養成講座

認知症について、正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者を養成する講座です。

◎窓 口・・・越生町地域包括支援センター（保健センター内）

☎049-292-5505

⑭ 認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーター養成講座修了者を対象に、具体的にボランティア活動を行うための知識を学ぶ講座です。

◎窓 口・・・越生町地域包括支援センター（保健センター内）

☎049-292-5505

⑮ 介護者家族のつどい

在宅で介護を行っている家族、介護経験のある家族を対象に、参加者同士の交流や介護に関する情報交換を行い、精神的にリフレッシュできることを目的に介護者家族のつどいを開催します。

- ◎対象者・・・在宅で介護を行っている家族の方、介護経験のある方等
- ◎開催回数・・・年3回程度
- ◎内容・・・介護に関する情報交換、話し合い、学習会等
- ◎費用・・・無料
- ◎会場・・・越生町保健センター等
- ◎窓口・・・越生町地域包括支援センター（保健センター内）
☎049-292-5505

⑯ 在宅介護支援センター

在宅の高齢者でねたきりや認知症の状態にあり介護を必要とする方やその恐れのある方、またはその家族などに在宅介護等に関する相談など各種保健福祉サービスの利用に関する支援を行います。また、夜間、休日等の地域包括支援センターへのつなぎ窓口として、各種相談を受け付けます。

- ◎事業内容・・・①各種の保健福祉サービスおよび介護保険サービスに関する情報の提供
②在宅介護等に関する電話相談・面接相談
③在宅介護の方法等についての訪問相談
④保健福祉サービスの利用申請手続きの受付・代行等
- ◎費用・・・無料
- ◎窓口・・・老人介護支援センター光の丘
☎049-292-5700

⑰ 養護老人ホーム

ひとり暮らしで身寄りが無い、または家庭の事情で家族と同居できない方を対象に、家庭になり代わって生活できるよう支援します。

- ◎対象者・・・おおむね65歳以上の方で、身体上・精神上・環境上の理由及び経済的理由により、居宅においての生活が困難な方
- ◎費用・・・対象者本人については収入額、扶養義務者については所得税等の課税状況によって費用負担を換算
- ◎窓口・・・健康福祉課 高齢者介護担当
☎049-292-3121（内線115・116）

⑱ 敬老・慰問事業

永年にわたり社会に貢献されてきた高齢者を敬うとともに、その長寿を祝うための式典「敬老会」の開催や「敬老祝金」の支給を行います。

◇敬老会の開催

75歳以上の高齢者を対象に、式典やアトラクションなどの催し物を行います。

- ◎対象者・・・8月15日現在越生町に住所を有する方で、75歳以上の方又は本年度内にその年齢に達する方

◇敬老祝金の支給

本年度内に節目となる年齢を迎えられる高齢者へ、敬老祝金を支給いたします。

- ◎対象者・・・8月15日現在越生町に1年以上住所を有する方で、その年度内に次の年齢に達する方

年齢	祝金の額
88歳	10,000円
100歳	30,000円
110歳	100,000円

◇在宅ねたきり高齢者の慰問

在宅でねたきり状態にある高齢者に「慰問品」をお届けいたします。

- ◎対象者・・・8月15日現在越生町ねたきり高齢者介護慰労金の受給対象となっている方で、在宅で生活をされている方
- ◎窓口・・・健康福祉課 高齢者介護担当
☎049-292-3121（内線115・116）

⑱ たかとりクラブ連合会

高齢者の生活を健康で心豊かなものにするため、スポーツやレクリエーション、生涯学習活動などにより、楽しく遊びあるいは学びながら地域社会との交流を深め、会員の生きがいと健康づくりを図る活動を行っています。

◎対象者・・・越生町内に住所を有するおおむね60歳以上の方

◎活動内容・・・ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、親睦旅行会、研修会、社会奉仕活動、郷土かるた大会 など

◎入会手続き・・・各地区の単位たかとりクラブ会長へ

◎お問い合わせ・・・たかとりクラブ連合会（事務局 越生町社会福祉協議会）
☎049-292-2977

⑳ 毛呂山越生在宅医療支援センター

病院ではなく、医療や看護・介護などのさまざまなサービスを利用して住み慣れた地域で安心して、暮らし続けられるように、本人やその家族等からの医療・療養に関する相談窓口です。この相談窓口はケアマネジャーの資格を持つ社会福祉士が、「在宅医療」に関する相談に応じます。

また、この窓口は「在宅医療」の連携拠点として、ケアマネジャーの皆様が利用者の医療相談等に対応に困難を感じる際や、医療関係の方々が多職種との連携のことや介護福祉サービスの情報を知りたい場合にも相談に応じます。

◎相談例・・・寝たきりや認知症で通院ができないとき
自宅で見取りたい
自宅で療養できるなら退院したい
手術をして自宅で療養したいが通院が難しい

◎相談受付・・・9:00～17:00（月曜日～金曜日）

※在宅医療とは、通院することや入院ではなく、自宅などの生活の場で、診療や治療を受けることをいいます。おもに病院へ通うことが難しい方に、医師や看護師、理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が自宅へ訪問し支援を行います。

◎相談先・・・毛呂山越生在宅医療支援センター
（くらしワンストップ MORO HAPPINESS 館内）
☎049-295-2320



関係機関等一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
越生町 健康福祉課 高齢者介護担当	越生町大字越生900-2	049-292-3121 (内線115・116)
越生町地域包括支援センター	越生町大字越生917	049-292-5505
越生町社会福祉協議会	越生町大字越生908-12	049-292-2977
老人介護支援センター 光の丘	越生町大字上野3078-5	049-292-5700
毛呂山越生在宅医療支援センター (くらしワンストップ MORO HAPPINESS 館内)	毛呂山町大字本郷1006	049-295-2320



★その他 越生町地域交通タクシー・バス利用料金助成事業

日常生活で必要とされる買い物や医療機関などへの交通手段の確保と利便性の高い公共交通サービスを提供するため、対象者にタクシーとバスの利用券を交付し、利用した運賃の一部を助成します。

◇タクシー利用料金助成

◎対象者

自動車運転免許証の返納者、または70歳以上の方（当該年度に70歳に到達する方を含む）で、自動車を所有していない方

1 「返納者」には有効期間の満了により効力を失った方を含む

2 「自動車を所有していない」とは、次に該当する方を除く

（ア）日常的に家族等が所有する自動車を運転することができ、日常生活の交通手段に支障をきたさない方

（イ）事故等により、一時的に自動車を所有していない方

◎利用券・・・1枚500円

◎交付枚数・・・最大84枚（年度途中で申請の場合は月割り）

◎利用方法

1回の精算でタクシー利用券3枚（1,500円分）まで利用できます。500円単位の利用券のため、端数が出た場合、または1,500円を超えた場合は自己負担となります。

※利用券をお持ちの方同士で乗り合わせることで、利用券を有効に使用できます。

（例）利用登録者が2人で乗車した場合は合わせて6枚まで利用可能です。

◎利用範囲

町内での乗り降りに限ります。

※ただし、毛呂山町の埼玉医科大学病院またはMORO HAPPINESS 館に限り、行き来は可能です。

◇バス利用料金助成

◎対象者

自動車運転免許証の返納者、または70歳以上の方（当該年度に70歳に到達する方を含む）

◎利用券・・・1枚100円

◎交付枚数・・・最大300枚

◎利用方法

1回の精算で4枚（400円分）まで利用できます。100円単位の利用券のため、端数が出た場合、または400円を超えた場合は自己負担となります。

◎利用範囲

町内での乗り降りに限ります。

◎窓口・・・企画財政課 企画担当

☎049-292-3121（内線223・224）

★その他 (障がい者) 福祉タクシー利用料金助成事業

心身に障がいのある方の社会生活圏の拡大を図り、その福祉を増進することを目的として福祉タクシー券を交付します。

◎対象者・・・身体障害者手帳1級、2級、療育手帳④、Aの方
※自動車等燃料費補助を受けている方を除く

◎内容・・・タクシー利用券(初乗り運賃相当額)
48枚
(申請日の属する月から当該年度の3月までの月数×4(枚/月))
※寝台車については、中型タクシー初乗り運賃相当額
※タクシーを利用する場合、身体障がい者手帳または療育手帳を呈示すれば等級に関係なく運賃の10%が割引されます。
※乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上になる場合は1度の利用につき2枚まで利用可能です。

◎窓口・・・健康福祉課 福祉担当
☎049-292-3121 (内線112・113)

★その他 選挙制度 郵便等による不在者投票

身体の重い障がいなどにより投票所へ行けない方が自宅で投票用紙等に記入し、郵便等を利用して選挙管理委員会へ送付することにより投票できる制度です。

◎郵便等による不在者投票ができる方

区 分		対象となる障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証（高齢者等）		要介護5

◎郵便等による不在者投票における代理記載制度がご利用できる方

区 分		対象となる障がい等の程度
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚	特別項症～第2項症

◎内 容・・・身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの方で一定の要件に該当する方は、郵便等による不在者投票をすることができます。

そのうち、特定の障がいのある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に代理記載してもらうことができます。

これらの制度を利用するためには、事前に郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。手続きに時間を要しますので、遅くとも投票日の10日前までに選挙管理委員会に申請を済ませてください。

◎窓 口・・・越生町選挙管理委員会

☎049-292-3121（内線212・213）

★その他 選挙制度 指定病院・老人ホーム等における不在者投票

病気やけがなどで入院等している施設において投票できる制度です。

◎内 容・・・病気やけがなどで入院もしくは入所している施設が、不在者投票をできる施設として都道府県の選挙管理委員会から指定されている場合には、その施設で不在者投票ができます。

◎手続方法 ①投票用紙を病院長等から選挙管理委員会へ請求してもらいます。
②病院長等が管理する場所で不在者投票をすることができます。

※不在者投票ができる施設かどうかは、入院（入所）されている施設にご確認ください。投票できる場合は、投票できる日をお聞きのうえ、病院長等に投票したいことをお伝えください。

<越生町内の指定施設>

特別養護老人ホーム 光の丘（越生町大字上野 3078-5）

◎窓 口・・・越生町選挙管理委員会

☎049-292-3121（内線212・213）

